平	成30)年三重県議	会定例会提出予定議案概要(追加提案・その9)
区分		件 名	概 要
			予 算 17 件 条 例 案 5 件 その他議案 18 件 認 定 件 報 告 15 件 提 出 件 計 55 件
◎予算 (17件)			
総務部	[1]	平成30年度三重 (補正額	重県一般会計補正予算(第1号) 約90億円)
	[2]	平成30年度三重 (補正額	重県県債管理特別会計補正予算(第1号) 約▲6億3百万円)
	[3]	平成30年度地力 (第1号) (補正額	方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算 約▲6百万円)
	[4]	平成30年度三重 (補正額	重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 約19百万円)
	[5]	平成30年度三重 (第1号) (補正額	重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算 約1億8千4百万円)
	[6]	平成30年度三重 (補正額	重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第1号)約▲3百万円)
	[7]	平成30年度三重 (補正額	重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) 約23百万円)
	[8]	平成30年度三重 (補正額	重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) 約▲2百万円)
	[9]	平成30年度三重 (補正額	重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) 約37百万円)
	[10]	平成30年度三重 (補正額	重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) 約44百万円)
	[11]	平成30年度三重 (補正額	重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) 約2億2千6百万円)
	[12]	平成30年度三重 (補正額	重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) 約1百万円)

区分	件 名	概 要
予算 つづき		域下水道事業特別会計補正予算(第1号) 億1百万円)
		道事業会計補正予算(第1号) 3億9千4百万円)
		業用水道事業会計補正予算(第1号) 4億円)
		気事業会計補正予算(第1号) 66百万円)
		院事業会計補正予算(第1号) 百万円)
	知事の給料の特例に関す	障がい者雇用率の算定に係る不適切な事務処理事案が発生したことに鑑み、知事の給料を減額するための特例を定めるものである。 (平成31年1月1日から施行) (主な制定内容) ・ 平成31年1月1日から同年2月28日までの間において、知事の給料の月額を100分の30減ずるための特例を定める。
農林水産部	【19】 三重県営土地改良事業分 担金等徴収条例案	土地改良法の一部改正に鑑み、分担金及び特別徴収金の規定を整備するため、三重県営土地改良事業等分担金徴収条例の全部を改正するものである。 (平成31年1月1日から施行)(主な改正内容) ・ 農地中間管理機構と連携した事業を含む県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地について、目的外用途に供した者等から特別徴収金を徴収するよう規定を整備するとともに、分担金に関する規定について整理する。

区分	件名	概 要
県土整備部	する条例案	地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (平成31年4月1日から施行) (主な改正内容) ・ 三重県屋外広告物条例に基づく広告物の表示及び掲出物件の設置の許可等の事務を処理することとする市町に、大台町を加える。
	市町村が処理することとっ	の特例) F県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、 けることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務 理し及び執行するものとする。
農林水産部	【21】 三重県家畜保健衛生所手 数料条例の一部を改正す る条例案	農業災害補償法の一部改正等に鑑み、手数料の額についての 規定を整備するものである。 (平成31年1月1日から施行)
医療保健部	【22】 医療法に基づく病院及び 診療所の人員及び施設に 関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例案	医療法の一部改正に伴い、病院の施設についての規定を整理 するものである。 (公布の日から施行)

区	分	件	名		概要	
○その他総務部	(18件)	【23】 当せん金付記 ついて	E票の発売に	公共事業等に要する経 ついて、発売総額及び発 〇 発売総額 平成31年	売時期を定める	
県土整		【24】 工事請負契約	Jについて	北勢沿岸流域下水道(主) 業スクリーンポンプ棟(土) 場所 契約金額 契約者住所氏名 ○ 工事の概要	k)建設工事 四日市市楠町: 2,278,432,800 一般競争入札 津市羽所町70 大林・穂積・丸 業体 代表者 株式会 所長 エ 郷体工(ニュー	円 0番地アスト津12階 谷特定建設工事共同企 会社大林組三重営業所

区 分	件名	概 要
県土整備部つづき	【25】 工事請負契約について	宮川流域下水道(宮川処理区)明和幹線(第6工区)管渠工事 ○ 場所
	【26】 県道の路線認定及び廃止 について	道路法(昭和27年法律第180号)第7条第1項及び第10条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり認定及び廃止するものとする。 (1) 県道の認定 松阪多気線 (2) 県道の廃止 多気八太線
地域連携部	【27】 損害賠償の額の決定及び 和解について	平成30年8月7日、職員が松阪庁舎職員第2駐車場において、 草刈作業を行っていた際、飛び石により駐車していた車両を損傷し た事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするも のである。 損害賠償額 146,485円

区	分	件	名	概 要
県土整	6備 部	【28】 損害賠償の額 和解について	の決定及び	一般国道422号(上野大橋)橋梁耐震対策工事において、平成2 8年11月30日から無断で民有地に盛土を行ったことについて、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。 損害賠償額 58,530円及びこれに対する年5分の割合による金額
		【29】 損害賠償の額 和解について	の決定及び	一般国道422号(上野大橋)橋梁耐震対策工事において、平成2 8年11月30日から無断で民有地の一部を掘削、整地し大型土のう を仮置きしたことについて、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解 をするものである。 損害賠償額 674円及びこれに対する年5分の割合による金額
		【30】 損害賠償の額 和解について	の決定及び	一般国道422号(上野大橋)橋梁耐震対策工事において、平成2 8年11月30日から無断で民有地の一部を掘削、整地し大型土のう を仮置きしたことについて、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解 をするものである。 損害賠償額 1,518円及びこれに対する年5分の割合による金額

区分	件名	概 要
教育委員会	【31】 損害賠償の額の決定及び 和解について	平成30年9月30日、県立伊勢まなび高等学校敷地内の樹木が、台風24号に伴う暴風により隣接した墓地に設置されている東屋等に倒れ、樋等を破損した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。 損害賠償額 102,600円
地域連携部	【32】 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の指定管 理者の指定について	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の管理を行う指定管理者を指定するものである。 ○ 指定管理者 所在地 鈴鹿市御薗町1669番地 名 称 三重県体育協会グループ 代表者 公益財団法人三重県体育協会 理事長 東地 隆司 ○ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
	【33】 三重県営松阪野球場の指 定管理者の指定について	三重県営松阪野球場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営松阪野球場の管理を行う指定管理者を指定するものである。 ○ 指定管理者 所在地

区	分	件	名	概 要
地域連つづき	携部	【34】 三重県営ライ 指定管理者の て	フル射撃場の)指定につい	三重県営ライフル射撃場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営ライフル射撃場の管理を行う指定管理者を指定するものである。 ○ 指定管理者 所在地 津市大門10番1号 名 称 三重県ライフル射撃協会 代表者 会長 中村 孝夫 ○ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
農林水	産部	【35】 三重県地方街 定管理者の指		三重県地方卸売市場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県地方卸売市場の管理を行う指定管理者を指定するものである。 () 指定管理者 所在地 松阪市小津町800番地 名 称 みえ中央市場マネジメント株式会社 代表者 代表取締役 山下 純一郎 () 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

区	分	件	名	概 要
県土整	備部	【36】 三重県流域 指定管理者の て	下水道施設の 0指定につい	三重県流域下水道施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県流域下水道施設の管理を行う指定管理者を指定するものである。 ○ 指定管理者 所在地 松阪市高須町3922番地 名 称 公益財団法人三重県下水道公社 代表者 理事長 稲垣 司 ○ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
			宮(北勢ブロッ 理者の指定に	三重県営住宅(北勢ブロック)の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営住宅(北勢ブロック)の管理を行う指定管理者を指定するものである。 〇 指定管理者 所在地
			指定管理者	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(中勢伊賀ブロック)の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(中勢伊賀ブロック)の管理を行う指定管理者を指定するものである。 ○ 指定管理者 所在地 名張市鴻之台2番町19番地 名 称 伊賀南部不動産事業協同組合 代表者 代表理事 富永 巖 ○ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

区	分	件	名	概 要
県土整つづき	備部	【39】 三重県営住宅 特定公共賃貸 ロック)の指定 定について	貸住宅(南勢ブ	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック)の 一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック)の管理を行う指定管理者 を指定するものである。 ○ 指定管理者 所在地 名張市鴻之台2番町19番地 名 称 三重県南勢地区管理事業共同体 代表者 代表 富永 巖 ○ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
県土整	備部	【40】 三重県営住宅 ロック)の指定 定について		三重県営住宅(東紀州ブロック)の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営住宅(東紀州ブロック)の管理を行う指定管理者を指定するものである。 ○ 指定管理者 所在地 名張市鴻之台2番町19番地 名 称 三重県南勢地区管理事業共同体 代表者 代表 富永 巖 ○ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

区	分	件	名	概 要
◎報告農林水	(15件) 注産部	専決処分の幸	額の決定及び	平成30年8月24日松阪市下蛸路町地内の国道42号において 発生した松阪農林事務所(松阪地域農業改良普及センター)に係 る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解 した。 損害賠償額 764,910円
県土整	€備部	【42】 専決処分の幸 (損害賠償の 和解について	額の決定及び	平成29年5月15日熊野市井戸町地内の国道42号において発生した熊野建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,909,107円
警察本	一部	【43】 専決処分の幸 (損害賠償の 和解について	額の決定及び	平成29年8月3日鈴鹿市磯山四丁目地内の国道23号において 発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 46,550円

区 分	件名	概 要
警察本部つづき	【44】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成30年1月9日鈴鹿市北玉垣町地内の駐車場において発生した生活環境課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 77,068円
	【45】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成30年1月9日津市一身田平野地内の市道において発生した 津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額 について和解した。 損害賠償額 161,330円
	【46】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成30年5月21日松阪市立田町地内の県道鳥羽松阪線において発生した松阪警察署に係る原動機付自転車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 18,800円

区	分	件	名	概 要
警察本部つづき	3	【47】 専決処分の報 (損害賠償の額 和解について	額の決定及び	平成30年5月25日鈴鹿市西条六丁目地内の駐車場において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 287,820円
		【48】 専決処分の報 (損害賠償の3 和解について	額の決定及び	平成30年6月1日熊野市育生町赤倉地内の県道御浜北山線に おいて発生した交通機動隊に係る大型自動二輪車による公務上の 事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 241,326円
		【49】 専決処分の報 (損害賠償の 和解について	額の決定及び	平成30年6月4日いなべ市藤原町下野尻地内の国道306号に おいて発生したいなべ警察署に係る自動車による公務上の事故に 関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 692,928円

区	分	件	名	概 要
警察本つづき	部	【50】 専決処分の報 (損害賠償の約 和解について	額の決定及び	平成30年6月9日四日市市日永五丁目地内の駐車場において 発生した鑑識課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠 償の額について和解した。 損害賠償額 104,000円
		【51】 専決処分の報 (損害賠償の? 和解について	額の決定及び	平成30年6月13日松阪市大黒田町地内の国道42号において 発生した名張警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 77,004円
		【52】 専決処分の報 (損害賠償の? 和解について	額の決定及び	平成30年6月21日松阪市猟師町地内の駐車場において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 54,840円

区	分	件	名	概 要
県土整備		【53】 専決処分の報 (損害賠償の3 和解について	額の決定及び	平成30年6月2日伊勢市宇治館町地内の県道伊勢磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 51,840円
		【54】 専決処分の報 (損害賠償の? 和解について	額の決定及び	平成30年6月28日伊勢市宇治館町地内の県道伊勢磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 196,047円
警察本部	is .	【55】 議会の議決す 外の契約等に		県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約 【契約名称】自動車保管場所証明電子化システム機器賃貸借契約 【履行場所】警察本部、分庁舎、警察署 【契約金額】270,838,080円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区大須四丁目9番60号 NTTビジネスソリューションズ株式会社東海支店 ITビジネス本部長 小林 哲也 【契約締結の年月日】平成30年9月19日 【契約期間】平成30年9月19日 【契約期間】平成30年9月19日 「契約期間】平成30年9月19日から 平成37年10月31日まで

区	分	件	名	概 要
企業庁		議会の議決す 外の契約等に		地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は 製造の請負の契約
				【契約名称】播磨浄水場受変電設備等取替工事 【履行場所】桑名市大字播磨地内 【契約金額】699,764,400円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県刈谷市神田町一丁目33番地 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社中部本部 執行役員中部本部長 岡本 幸文 【契約締結の年月日】平成30年10月3日 【契約期間】平成30年10月3日から 平成32年3月19日まで
				地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は 製造の請負の契約の変更 【契約名称】内径800粍配水管シールド工事(一期・末広) 【履行場所】四日市市末広町地内〜四日市市尾上町地内 【契約金額】変更前 825,380,280円 変更後 831,395,880円 【契約方法】随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 伊勢市浦口四丁目1番11号 山野・中村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社山野建設 代表取締役 山野 稔 【変更契約締結の年月日】平成30年 9月14日 【契約期間】平成28年11月28日から 平成30年 9月28日まで